

平成21年分 所得確定申告相談日程

会場/町勤労青少年ホーム 時間/午前9時から午後4時まで

月日	曜日	行政区	月日	曜日	行政区
2月10日	水	公的年金のみ	2月27日	土	
11日	木		28日	日	
12日	金	1区・2区	3月1日	月	高久田・豊郷・旭町
13日	土		2日	火	高久田・豊郷・旭町
14日	日		3日	水	高久田・豊郷・旭町
15日	月	1区・2区	4日	木	仁井田・さかい
16日	火	1区・2区	5日	金	仁井田・さかい
17日	水	鏡田	6日	土	
18日	木	鏡田	7日	日	
19日	金	鏡田	8日	月	笠石
20日	土		9日	火	笠石
21日	日		10日	水	笠石
22日	月	成田	11日	木	3区・4区
23日	火	成田	12日	金	3区・4区
24日	水	成田	13日	土	
25日	木	久来石	14日	日	
26日	金	久来石	15日	月	予備日

印鑑
・平成21年中の収入や支出などがわかる帳簿類、通帳、出荷伝票、領収書など

申告相談に必要なもの

から町に給与支払報告書を提出済みの方。ただし、新たに控除（医療費控除や住宅借入金等特別控除など）を受けようとするときは、税務署へ確定申告書を提出した場合を除き、申告が必要です。

・平成21年中に所得がなく鍵石町内居住の家族の扶養になつている方。

申告相談に必要なもの

- ・給与や年金所得のある方は平成21年分の源泉徴収票

・平成21年中に支払った国民健康保険税、国民年金と国民年金基金保険料、介護保険料、任意継続社会保険料などの領収書

・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料（旧長期損害と地震保険）などの支払証明書

・身体障害者・戦傷病者は、そのことが確認できる手帳または証明書

・医療費控除を受けようとするときは平成21年中に支払った医療費の領収書（合計額を計算してきてください）と高

等から還付された金額の分かる書類

・営業、事業、農業所得者は、収支のわかる内訳書など

・平成21年中に農業用機械などを購入した場合は、その領収書など

・所得税の還付や納税の際に口座振替をご利用される方は、銀行名や口座番号の分かかるもの（通帳など）と銀行印

●問い合わせ先

須賀川税務署 75-2194
町税務町民課 62-2114

申告会場 62-1005

とても便利です。
詳しく述べ、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)または須賀川税務署にて確認ください。

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

ます。

75

121

94

土地や建物を売ったとき

・災害や盗難にあった場合
・年の中途で退職し、再就職していない場合などです。

須賀川税務署では、平成

所要路の圖

知らせ

申告の必要がない方

次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。

- ・所得税の確定申告書を税務署へ提出される方。
- ・給与所得のほかに収入がなく、勤務先または給与支払者

町県民税の申告をしなければならない方は、次のいずれかに該当する方です。

・平成22年1月1日現在、鏡石町に住所があり、平成21年中に何らかの所得があつた方。ただし、所得がなかつた方でも国民健康保険に加入している方や、児童手当を受給している方などは申告が必要です。

・鏡石町に居住していない方。

・給与所得のほかに、農業や
営業、不動産などの所得があ
つた方。
・給与所得だけの方でも、1
月31日までに勤務先から鏡石
町に「給与支払報告書」の提
出がなかつた方。
・平成21年の中途で退職され

- ・生命保険契約に基づく年金や一時金、または生命保険や損害保険契約に基づく満期返戻金の収入があつた方。
- ・平成21年中に土地や建物などの譲渡所得があつた方。

町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月10日（水）から町勤労青少年ホームで行います。この相談は、平成21年1月から12月までの所得を申告していただくもので、この内容が平成22年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。申告期限が間近になりますと、混雑が予想され、申告の内容によっては時間がかかることがありますので、申告相談の際は時間に余裕をもってご来場ください。

会場／町勤労青少年ホーム

